

買戻特約とは

買戻権とは、住宅公社や住宅公団等が、その所有する不動産を売却する際に同時に登記していた権利で、一定期間（買戻期間。10年～5年）に限り、売主が買主からその不動産を買い戻すことができるというものです。購入後すぐの転売を防ぐ目的としてよく利用されてきました。

買戻特約の登記（土地）の例 建物登記も同様の記載となります

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年6月21日	不動産番号	(土地)
地図番号	〇〇-3	筆界特定	[余白]		
所在	甲府〇〇		[余白]		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番	宅地			3番1から分筆 〔昭和57年5月24日〕	
[余白]	[余白]	2		③3番、3番を合筆 〔昭和57年10月20日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年6月21日	
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権移転	昭和58年5月〇日 第〇〇号	原因 昭和58年3月30日売買 所有者 甲府〇〇 所有権移転と同時に設定		
付記1号	買戻特約 買戻権	昭和58年5月〇日 第〇〇号	原因 昭和58年3月30日特約 売買代金 金〇〇万円 契約費用 金〇〇万円 期間 昭和58年3月30日から10年間 買戻権者 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県住宅供給公社 順位3番付記1号の登記を移記 一定の期間		
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年6月21日		
2	所有権移転	平成〇〇年〇月〇日 第〇〇号	原因 平成〇〇年〇月〇日 所有者 〇〇		

敷地（土地）の地番が複数ある場合には、すべての地番に設定されています。

（地番は固定資産税納付通知書や公図で確認できます）

建物は公社が販売（建売住宅）したのものには設定されています。